日本病院 DX 推進協会ロゴ利用規定

第 1 条（目的）

本規定は、一般社団法人日本病院 DX 推進協会（以下「当協会」という）の理念および活動についての関心を高め、理解を促進することを目的として、本学会独自のロゴマーク（以下「本ロゴ」という）を定め、その使用について必要な事項を定めるものである。

第 2 条（本ロゴの定義）

本規定において、本ロゴとは、当協会が定めるロゴマークのデザインを指す。具体的なデザインは、下記とする。

第 3 条（使用の原則）

1. 利用資格者（第 4 条にて定義。以下同様。）は、本ロゴを、当協会の活動の広報、啓発、その他当協会の事業目的に資する目的において、広く使用することができる。
2. 利用資格者は、本ロゴの使用にあたって、本規定を遵守すること。
3. 利用資格者は、本ロゴの使用に際し、当協会への事前の許諾は不要とする。

第 4 条（利用資格者）

本ロゴを使用することができる者は、以下のとおりとする。

1. 当協会事務局、常務理事会、各委員会
2. 当協会主催および共催、協賛等の各種団体
3. 当協会会員
4. その他、当協会が適当と認めるもの

第 5 条（禁止事項）

以下の各号に該当する使用は禁止する。

1. 当協会の信用を毀損するおそれのある使用。
2. 法令又は公序良俗に反する使用。
3. 特定の個人、企業、団体等の推奨又は支持を暗示するような使用。
4. 本ロゴのデザインを著しく改変する使用（色彩の変更、縦横比の変更、一部の削除等）。
5. 本協会の許可なく、第三者にロゴマークを提供すること。
6. その他、当協会が不適切と判断する使用。

第 6 条（免責）

1. 本ロゴの使用により生じたいかなる損害についても、当協会は一切の責任を負わないものとする。
2. 当協会は、第 5 条 に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合、その他、本規程に反する不適切な使用があった場合は、その使用者に、ロゴマークの使用の停止を求めることができる。
3.

第 7 条（規定の変更）

本規定は、必要に応じて変更することがある。変更後の規定は、当協会ウェブサイト等で公開するものとする。